

平成 26 年第 1 回定例会 環境農政常任委員会

平成 26 年 3 月 3 日

渡辺（ひ）委員

私からは、まずはじめに、大雪の被害についてお聞きしたいと思います。

報告でも、暫定的には 7 億円を超える被害があり、再取得価格に置き換えると、もう少し被害額が大きくなるというお話がありました。これに関連をして何点か質問したいと思います。まず、今回の大雪の被害で、何か特徴的なことはあったのでしょうか。

農業振興課長

今回の特徴でございますが、特に 2 回目の降雪は、密度の高い湿った雪であり、量が多かっただけでなく、積もった雪が非常に重かったということでございます。そのため、ビニールハウスやガラス温室などの園芸施設では、その加重に耐えられず、倒壊やガラスの破損など、大きな被害を引き起こしたという特徴がございます。

また、地域別では、園芸施設が集中している湘南地域、それから、積雪量が非常に多くなりました相模原市北部を中心とする山間部での被害が目立ちます。

一方、露地野菜につきましては、一時、収穫のために畑に入ることができなくなったわけですが、物理的な被害、例えば葉が折れるとか潰れるといったことはほとんどなく、また、落葉果樹につきましては、葉が落ちている状況ですので、目立った被害は発生しませんでした。

渡辺（ひ）委員

この委員会でも報告がありましたが、農林水産省から、2 月 24 日、国の支援策として、幾つか発表があったということでしたが、お話のあった県内の被害のうち、国の支援に該当するものはどの程度なのか教えてください。

農政課長

国の新たな支援対策についてでございますが、現時点で要望量の把握が完全にできている状態ではございません。しかしながら、例えば農業用ハウス等の再建・修繕への助成の事業で、被災農業者向け経営体育成支援事業というものがあり、破損したハウス等の撤去費を含め、再建のための費用に対し、10 分の 3 以内の補助が行われるものがございます。

過去の災害時の運用を見ますと、ビニールハウスや畜舎など、多くの施設の復旧に活用が可能となっておりますので、支援策として非常に有効であると考えております。

渡辺（ひ）委員

農業用ハウス等の再建・修繕への助成で、上限が 3 割ということですが、それに該当しそうな県内の被害というのは、どの程度あるのでしょうか。

農政課長

申し訳ございませんが、ただいま要望量をお伺いしているところでございます

ので、量的なものとしては、まだお答えできる状態ではございません。

ただし、先ほど申しましたように、幅広い活用が可能である事業ですので、御希望の農家の方には、ある程度カバーできるのではないかと考えております。

渡辺（ひ）委員

本日、昼のニュースを見ていたら、埼玉県が急きよ、雪害被害の対策として、補正予算 40 億円を議会に上程したということでした。埼玉県内では、280 億円を超える被害があり、農業災害対策特別措置条例に基づいて補正を組んだという報道でした。

この条例はどのようなものなのか、そして、似たようなものが本県にあるのか教えてください。

農政課長

埼玉県の農業災害対策特別措置条例でございますが、この条例は、ひょうや霜、低温や干ばつなどの天災によって損失を受けた農業者に対し、病虫害防除のための農薬代や、植え替えるための種苗代、肥料代の補助を行い、また、無利子の融資を実施するための条例であり、昭和 53 年に施行されております。埼玉県では、ひょうの被害が多発する地域であるということで、過去には、被害が発生するたびに要綱等を定めて支援を行っていたそうですが、事務の効率化を図るために、条例の制定を行ったと伺っております。

全国で、このような条例を制定している県は、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県の 4 県でございます、本県にはございません。

渡辺（ひ）委員

国の支援スキームで、どこまで神奈川県が被害が網羅されるのかということになると、全ては無理であると推測されます。

埼玉県が、国のスキームが示されていないながら、更に条例により補正を 40 億円も組むということは、国のスキームではフォローできない被害があるということで、その分を県が単独でやるという意味合いであると私は理解します。そういう意味からすると、気候変動が激しく起こり、今回まれな雪害が起こったのですが、例えば台風などの様々な天災を考えたときに、国の支援だけでなく、県単独で、国ができない細かい支援ができる体制づくりといったものが、私は非常に大事であると思います。

神奈川県が、現在予算措置の中でも、担い手支援や、様々な手を打とうとしていますが、こうした大きな被害を受けたときに、農業者の方が、再建をしていこうという意欲をきちんと持てるように、国が支援できないところを県がフォローしていく、融資という意味のセーフティーではなく、制度としてのセーフティーを県が持っているということが、私は非常に大事だと思うし、心強いことであると思うのですが、それについて県としてどのように考えていますか。

農政課長

今後、本県での諸災害の発生状況をにらみながら、埼玉県のような条例の必要性があるかどうかにつきまして、検討させていただきたいと考えております。

#### 渡辺（ひ）委員

必要性という意味合いだけで検討されるなら、私は必要性は完璧にあるのだと思います。何を対象にしていくかということは、検討の余地があるかと思いますが、そういうものを県がしっかりと、条例でなくても構いませんけれども、それに準じたものを持っていくということが、真の意味での神奈川の農業を振興していくバックボーンに最終的になるのだと思いますので、是非御検討を願いたいと思います。

次に、今回の農作物被害に対し、国のスキームが2月24日に発表され、それを埼玉県としても様々に検討された上で、更なる制度拡充や適応の緩和などを含めて、上田知事自ら、先週国に要望したという報道がありました。

これに関して、神奈川県として、国に農作物被害に対する支援を要望するなどの活動をするつもりがあるのか教えてください。

#### 農政課長

現在、支援策についての地域の要望を取りまとめておりますが、被災の状況は様々でございますので、国の事業内容と現場の実態が合わないといった場合には、本県の実情に即した支援策となるよう、国に働き掛けることも検討してまいりたいと考えております。

#### 渡辺（ひ）委員

知事が言うスピード感のような部分が当然必要であり、しっかり相談窓口も設置していただき、これについては非常に評価をするところなので、本当に良い意味で、実効性が持たれるような取組を是非お願いしたいということをお願いさせていただいて、この質問は終わります。

次に、古都緑地の防災対策及び維持管理について何点か質問をさせていただきたいと思います。

市街地の緑地整備については、平成25年の2月の定例会で、崩落事故があったことも含めて、整備についてこの委員会で私が取り上げさせていただいて、それを受けて今回予算措置がされたということで、非常に評価していますし、感謝を申し上げたいと思っています。

その上で、緑地の防災対策及び維持管理について、まずはじめに確認ですが、この事業の対象を歴史的風土特別保存地区だけに限定した理由について教えてください。

#### 自然環境保全課長

委員の御指摘のとおり、都市の緑を保全する規制の中で、行政による関与制度があるものとしたしましては、歴史的風土特別保存地区の他にも、近郊緑地特別保全地区と特別緑地保全地区がございます。それぞれの制度に基づきまして、県が買い上げた緑地の合計は、平成24年度末現在で295ヘクタールございまして、古都緑地168ヘクタールの他にも、127ヘクタールの県有地を管理しております。

この中で、防災対策の対象を古都緑地だけに限った理由でございますが、古都緑地は、倒木や土砂崩れの起きやすい急しゅんな地形であることに加え、民家等

が崖下まで迫り、災害時に深刻な状況になる危険性が高いことによります。また、災害の発生状況でございますが、平成 24 年度に、倒木、土砂崩れなどが、県有緑地全体で 34 件発生いたしました。このうち 31 件が古都緑地であり、また、物損に至った 3 件につきましては、全て古都緑地でございます。なお、古都緑地以外の物損は、ここ 3 年間発生しておりません。

渡辺（ひ）委員

この保全地区の中には、県有地だけではなくて民有地もかなりあるということで、それを逐次買い上げているという状況なのですが、それらの民有地については、同じような防災対策を本来は行っていくべきだと思うのですが、その辺はどういうスキームになっているのでしょうか。

自然環境保全課長

民有地の場合は、県土整備局の所管でございますが、急傾斜地崩壊防止工事がございます。県が指定する急傾斜地の崩壊危険区域内におきまして、所有者等が急傾斜地崩壊防止工事を施工することが困難又は不適當な場合に、県が所有者等に代わって施行するものでございます。

なお、急傾斜地崩壊防止工事を県が施工する場合には、法律上、受益者負担を求めることができますが、本県では市町村と協定を結び、当該市町村が受益者負担分を支払うことにしているため、実質的な所有者等の負担なしで実施しているということでございます。

渡辺（ひ）委員

特別保全地区のうち、県が保有する緑地については約 168 ヘクタールだということですが、この中で特に緊急性が高い地域の約 35.5 ヘクタールを、具体的にどのような基準、方法で把握したのか教えてください。

自然環境保全課長

緊急防災対策の対象を把握するに当たっての基準でございますが、1 点目が、市街化区域に隣接しているか、市街化調整区域でも建物が存在する地域に隣接している緑地であることでございます。2 点目が、傾斜度 30 度以上の急しゅん地であることであり、以上の 2 点を同時に満たすことが基準でございます。傾斜度が 30 度を越えますと、土砂崩れなどの危険性が格段に高くなるということで、急傾斜地の崩壊防止工事を実施する基準にもなっております。

そして、調査方法といたしましては、財産管理者であります横須賀三浦地域県政総合センターが、平成 23 年度から 2 箇年をかけて委託による調査を実施しております。地図や航空写真などの臨検調査と形状調査を行っております。

渡辺（ひ）委員

我々も相談をよく受けるのですが、例えば傾斜度は 30 度以下でも、環境が変わってきて、非常に崩れやすい状態になっているということがあります。今回の指定されている地域以外に、緊急的な対応が必要である場合は、県は対応していただけなのか教えてください。

自然環境保全課長

委託調査時に緊急性がないと判断をいたしましても、その後の状況が変わることは考えられます。まず、防災工事についてでございますが、現在緊急性があると判断している9箇所に加え、新たに緊急性があると判断した場合に備え、数箇所の工事を実施する予定としております。そのため柔軟な対応は可能であると考えております。

なお、古都緑地以外の県有地でございますが、災害の発生状況等から、古都緑地に比べると現状では緊急性は低いと考えておりますけれども、仮に緊急性が認められた場合は、予算確保に努めてまいりたいと考えております。また、伐採など、樹木の管理が必要な場合には、個別の対応が可能な予算を確保しておりますので、必要な措置を実施してまいりたいと考えております。

渡辺（ひ）委員

県民の生命や財産を考えて、柔軟な対応を是非お願いしたいと思っております。

次に、維持管理について伺いたいのですが、樹木を伐採することになると、返って土砂の流出を招くのではないかという不安があるのですが、いかがですか。

自然環境保全課長

鎌倉の土質は、表土が薄く、樹木が地中深く根を張ることができないため、樹木が成長し過ぎると、自らの重みで倒れてしまうという特性がございます。鎌倉の斜面地に生息するシイ、カシ、ハンなどの常緑広葉樹は、定期的に伐採する必要がありますが、伐採した樹木の根が腐ると土砂崩れの原因になりますので、切り株から芽吹いて根が完全には枯れないようにするぼう芽更新という里山管理の手法を採用することとしております。そのため、施工時期を春先にしたり、日光が当たるように、周辺の樹木を伐採するといったきめ細かい方法で、災害に強い緑地にしていくことを考えております。

渡辺（ひ）委員

資料の中で、重点的な防災工事が7年間という記載になっていますが、その後の防災工事はどのように考えているのでしょうか。

自然環境保全課長

重点的な防災工事でございますが、現在把握しております緊急性の高い9箇所、1.3キロメートル分がございます。また、緊急性が高いと見込まれる測量等実施箇所が二十数箇所ございます。今後、これら測量等も精力的に実施してまいります。恐らく半分程度は、緊急に対応する必要がございますので、合わせまして20箇所程度は、緊急的な対応が必要になると考えております。

そこで、現在の工事の進捗状況等を踏まえまして、年間事業量を最大限拡大して7年という年数を設定しております。そして、7年間経過後でございますが、今御説明いたしました測量等の結果によりまして、緊急性は低いものの中長期的に対応が必要になる箇所、周辺状況の変化等により対応が必要になる箇所、新規買入地のうち対応が必要な箇所などにつきましては、改めてこれらを踏まえまして工事計画を策定する予定でございます。

渡辺（ひ）委員

緊急性のある9箇所と御説明のあった二十数箇所というのは、どう違うのか、確認させてください。

自然環境保全課長

今、緊急性を確認できている箇所が9箇所、それから、測量等が未実施であったりとか、見た目では把握できているのが二十数箇所あるということでございます。

渡辺（ひ）委員

重点的な防災工事は、あえて7年という長期スパンになっているのは何か理由があるのですか。

自然環境保全課長

工事を実施するに当たりまして、来年度から実施する9箇所というのは、既に測量をしておりますが、これから地質の調査と設計を行うということで、これらの年数がかかりますので、このような期間がかかるということでございます。

渡辺（ひ）委員

緊急対応をすと言いながら、事業を7年間かけてやるというような悠長な話ではないと思いますので、是非それは前倒しをして実施していただきたいと思います。

次に、資料では、計画的・予防的な維持管理は4年間ということになっていますが、その後の管理はどのようにするのでしょうか。

自然環境保全課長

計画的・予防的な維持管理は、4年間で35.5ヘクタール、延長にいたしまして21キロメートルの全てを調査し、伐採などの必要な措置をしております。

4年間経過後でございますが、防災という観点からは、継続的な手入れは必要であると考えております。

そこで、平成26年度に維持管理を実施した箇所の状況を、計画最終年の4年目に確認いたしまして、4年経過後の維持管理の在り方を改めて検討してまいります。ただし、一旦全ての危険木を処理してしまえば、樹木が成長するまでの時間がございますので、5年から10年程度の長期のローテーションで実施するという事を考えております。

渡辺（ひ）委員

自然災害や地震災害等にとっても、こういう緑地の整備というのは非常に重要な事業だと思いますので、前倒ししながら進めていただきたいと思います。

次に、農地中間管理事業について何点か質問したいと思います。

まずはじめに、資料の中にもあります機構集積協力金について、具体的に教えてください。

担い手支援課長

機構集積協力金の交付でございますが、県から市町村を通じて、農家の方に交付されるという形になりまして、地域に交付するものと、個々の農家に交付するものという二つのタイプがございます。

地域に交付する地域集積協力金というものでございますが、こちらにつきましては、集落などの単位で、その区域内にある農地を一定割合以上、機構に貸し付けた場合に交付されるものでして、交付される単価は、貸し付けた農地の割合に応じまして、10アール当たり2万円から3万6,000円となっております。

また、個々の農家に交付されるものとしたしましては、例えば水稻から季節野菜に経営を変える農家の方ですとか、リタイアした農家の方、あるいは農地を相続した人が10年以上の期間で機構に貸し付けた場合に、その面積に応じまして、1戸当たり30万円から70万円が交付されるという経営転換協力金というものと、あとは、機構が借りている農地に隣接する農地を、同じように10年以上の期間で機構に貸し付けた場合に、10アール当たり2万円交付されるという耕作者集積協力金というものがございます。

渡辺（ひ）委員

集積協力金というのは、貸したときに一回だけ交付されるものということでしょうか。

担い手支援課長

個々の農家に交付されます協力金につきましては、一回限りという形になりますが、地域に交付されるものにつきましては、貸し付けた割合、農地の割合が増えていけば、プラスアルファで交付されることも可能という形になります。

渡辺（ひ）委員

集積が進むという意味では、貸し手がどこまで貸してくれるかというのが非常に大事な話であり、今のお話ですと、この協力金は、余り魅力を感じないのですが、貸し手はこの協力金以外に、賃貸料というのが発生するというのでしょうか。

担い手支援課長

貸し手は、機構に対して農地を貸し付けるということになりますので、当然毎年賃料収入がございます。

渡辺（ひ）委員

資料の中に、平成26年度の事業計画の集積目標が50ヘクタールであり、今回予算化された機構集積協力金が334万円ということで、かなり少ないと感じますが、どうしてこのような金額になったのでしょうか。

担い手支援課長

機構集積協力金の予算額でございますが、市町村に対する要望調査を踏まえた上で提示しております。

中味としたしましては、個人に対する交付金ということで、経営転換協力金が10戸分で300万円、耕作者集積協力金が125アール分で25万円、プラス県の事業費ということで9万円ということで提示をしております。

渡辺（ひ）委員

この予算額というのは、集積目標の50ヘクタールとは整合性がとれるという解釈でよろしいのですか。

担い手支援課長

集積協力金でございますが、機構に対して農地を貸し付けた農家の方が、全て協力金をもらえるというわけではなく、一定の要件をクリアした方のみが受け取れるということになっておりますので、そういったことを踏まえまして、市町村等に要望調査を行った上で提示させていただいたということでございます。

渡辺（ひ）委員

次に、今回の農地中間管理機構の事業の中に、荒廃している農地の復旧も、事業目的の一つということで記載されていますが、現在、県内では、どの程度この耕作放棄地と言われるものがあるのでしょうか。

担い手支援課長

平成 22 年の農林業センサスのデータによりますと、県内の耕作放棄地の面積は 2,588 ヘクタールということになっております。このうち 1,076 ヘクタールが、所有農地が 10 アールに満たない土地持ち非農家といった方が所有しているということになっております。

渡辺（ひ）委員

荒廃している農地を復旧して、きちんと整備をした上で貸し出すというのが、この農地中間管理機構の役目ということになっておりますが、資料の中には、農地中間管理機構がこの荒廃地を整備する予算については、何ら記載がありませんが、この事業についてはどのようなスキーム、予算で行っていくのでしょうか。

担い手支援課長

耕作放棄地の復旧などの基盤整備ということでございますが、これは国の補助事業などを機構が活用いたしまして実施することになります。必要な資金につきましては、国が指定する全国団体から機構が借り入れて賄い、整理した後は、貸出施設の賃借料にその整理資金分を上乗せしまして、その金額から返済していくという形になります。

こうしたスキームということですので、県の予算には計上しておりません。

渡辺（ひ）委員

農地中間管理機構が、業務の一部を市町村に委託するということですが、その事業内容を教えてください。

担い手支援課長

委託できる業務の中味でございますが、例えば中間管理事業に関する相談窓口ですとか、農地の貸し手の掘り起こし、農地の場所等の確認、貸し手の農家の方との交渉や契約締結事務、賃借料の収受や支払い、農地の管理といったものが委託事業の形になっております。

渡辺（ひ）委員

それらの事業は、各市町村の農政を担当する部署に委託するということで、要するに、中間管理機構が円滑に事業を推進していくには、市町村の農政の担当部署との関係強化が一番大事であると思ったのですが、いかがですか。



担い手支援課長

業務の委託に関しましては、市町村に対してという形になりますので、市町村との関係で申しますと、委員からお話があったとおり、市町村と連携していくことが事業を進めていく上では必要不可欠であると考えております。

渡辺（ひ）委員

今回の法整備の中で、中間管理機構というのは、都道府県に1箇所しか設置ができないということになるので、その1箇所でもって、農家の方や地権者に対する細かい様々な交渉まではとてもできません。そうなってくると、その業務委託をされている市町村の農政担当の部署が、どこまで機能してくるかということに、この事業の成否がかかっていると思うのです。

そこで、市町村によっては、人手が足りないといった様々な理由で、受託できないところもあると思うのですが、もしそういうところがあった場合に、どのように事業展開を進めていくのか教えてください。

担い手支援課長

業務の委託につきましては、市町村を基本とするものと考えておりますが、その他にも、農協ですとか土地改良区、その市町村と農協、地域の農家の方で構成する地域協議会組織といったものにも委託が可能となっております。

現状の農地の貸借による権利移動を見ましても、やはり地域によっていろいろと差がございますので、どの組織、団体に業務を委託するのがいいのか、その地域の実情を踏まえながら検討して働き掛け、事業を進めてまいりたいと考えております。

渡辺（ひ）委員

具体的な課題に一つ一つ対応していただきながら、農地の集積、休耕地の集積、その後の基盤整備を進めるということで、非常に重要な施策であると思います。他県の農村地域とは全く違うスキームで、非常に難しい部分が神奈川県の場合はあると思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。私の質問を終わります。